

斑鳩町地域防災計画

令和4年度

斑鳩町防災会議

総 目 次

第1編 総 則

第1章 計画の基本方針.....	1-1
第1節 目 的.....	1-1
第2節 計画の位置づけ.....	1-1
第3節 計画の基本方針.....	1-1
第2章 計画の目標.....	1-3
第1節 災害に強いまちづくりの推進.....	1-3
第2節 災害に備えた体制の確立.....	1-3
第3節 住民の防災行動力の向上.....	1-4
第4節 災害への適切な対応.....	1-4
第5節 多様な視点を取り入れた防災対策.....	1-5
第3章 町域の概況.....	1-6
第1節 自然的条件.....	1-7
第2節 社会的条件.....	1-9
第4章 災害の想定.....	1-10
第1節 想定災害.....	1-10
第2節 地震被害想定.....	1-12
第3節 風水害の危険性.....	1-14
第5章 防災関係機関の業務の大綱.....	1-15
第1節 地方公共団体の業務.....	1-15
第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務.....	1-18
第6章 住民、事業所の基本的責務.....	1-24
第1節 住民の役割.....	1-24
第2節 事業所の役割.....	1-25
第7章 計画の運用.....	1-26
第1節 計画の修正.....	1-26
第2節 計画の運用.....	1-26

第2編 災害予防対策

第1章 災害に強いまちづくり.....	2-1
第1節 まちの防災機能強化.....	2-1
第2節 建築物等の安全対策の推進.....	2-7
第3節 文化財の保護対策.....	2-9
第4節 風水害予防対策の推進.....	2-10
第5節 地盤災害予防対策の推進.....	2-14

第6節	危険物等災害予防対策の推進	2-19
第7節	廃棄物処理対策の推進	2-21
第8節	火葬場等の確保	2-22
第9節	原子力災害対策の推進	2-23
第2章	災害に備えた防災体制の確立	2-24
第1節	総合的防災体制の整備	2-24
第2節	情報収集伝達体制の整備	2-31
第3節	火災予防対策の推進	2-35
第4節	消防・救助・救急体制の整備	2-38
第5節	応急医療体制の整備	2-41
第6節	防疫体制の整備	2-44
第7節	緊急輸送体制の整備	2-45
第8節	避難収容体制の確立	2-48
第9節	孤立集落対策	2-56
第10節	二次災害防止体制の整備	2-57
第11節	受援体制の整備	2-58
第12節	緊急物資確保供給体制の整備	2-59
第13節	ライフライン確保体制の整備	2-63
第14節	交通確保体制の整備	2-67
第15節	防災営農対策の推進	2-69
第16節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	2-70
第3章	地域防災力の向上	2-72
第1節	防災意識の高揚	2-72
第2節	自主防災体制の整備	2-77
第3節	要配慮者の安全確保	2-81
第4節	帰宅困難者対策	2-86
第5節	ボランティア活動支援環境の整備	2-87

第3編 地震災害応急対策

第1章	初動期の応急活動	3-1
第1節	組織体制	3-1
第2節	参集体制	3-12
第3節	情報の収集・伝達	3-16
第4節	災害広報・広聴対策	3-30
第5節	応援の要請・受入れ及び支援体制の整備	3-34
第6節	自衛隊に対する災害派遣の要請依頼・受入れ	3-43
第7節	消火・救助・救急活動	3-46
第8節	医療救護活動	3-52
第9節	応急避難	3-56

第10節	二次災害の防止	3-63
第11節	緊急輸送活動・交通規制	3-69
第12節	避難所の開設・運営	3-75
第2章	応急復旧期の活動	3-80
第1節	災害救助法の適用	3-80
第2節	緊急物資の供給	3-83
第3節	保健衛生活動	3-88
第4節	要配慮者等の支援対策	3-92
第5節	ライフラインの確保	3-96
第6節	建築物・住宅応急対策	3-99
第7節	農林関係応急対策	3-103
第8節	応急教育等	3-104
第9節	文化財の応急対策	3-109
第10節	廃棄物の処理	3-110
第11節	遺体の収容・処理及び埋火葬	3-114
第12節	自発的支援の受入れ	3-117
第13節	社会秩序の維持	3-120

第4編 地震災害復旧・復興対策

第1章	生活の安定	4-1
第1節	公共施設等の復旧	4-1
第2節	り災証明の発行	4-3
第3節	激甚災害の指定	4-4
第4節	被災者の生活確保	4-6
第5節	中小企業の復興支援	4-9
第6節	農林業関係者の復興支援	4-10
第2章	復旧・復興の基本方針	4-11
第1節	災害復旧・復興方針の策定	4-11
第2節	災害復旧・復興計画の策定	4-12
第3節	体制の整備	4-13

第5編 南海トラフ地震に関する防災対策推進計画

第1章	総則	5-1
第1節	推進計画の目的	5-1
第2節	計画の基本方針	5-1
第3節	防災関係機関の業務の大綱	5-2
第2章	災害対策本部の設置等	5-3

第1節	組織体制	5-3
第2節	参集体制	5-3
第3章	地震発生時の応急対策等	5-4
第1節	地震発生時の応急対策	5-4
第2節	資機材、人員等の配備手配	5-5
第3節	他機関に対する支援・応援要請	5-6
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	5-7
第5章	防災訓練計画	5-8
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に対する計画	5-9
第1節	防災のための広報	5-9
第2節	防災のための教育	5-10
第7章	地域防災力の向上	5-13
第1節	自主防災体制の整備	5-13
第8章	広域かつ甚大な被害への備え	5-14
第1節	建築物等の安全対策の推進	5-14
第2節	斜面崩壊・液状化対策	5-14
第3節	時間差発生による災害の拡大防止	5-14
第4節	広域避難対策	5-15

第6編 風水害応急対策

第1章	災害警戒期の活動	6-1
第1節	気象予警報等の収集・伝達	6-1
第2節	組織体制	6-11
第3節	動員体制	6-21
第4節	警戒活動	6-25
第5節	応急避難	6-27
第2章	災害発生後の活動	6-38
第1節	情報の収集・伝達	6-38
第2節	災害広報・広聴対策	6-53
第3節	応援の要請・受入れ及び支援体制の整備	6-53
第4節	自衛隊に対する災害派遣の要請依頼・受入れ	6-53
第5節	消火・救助・救急活動	6-53
第6節	医療救護活動	6-53
第7節	二次災害の防止対策	6-53
第8節	緊急輸送活動・交通規制	6-53
第9節	避難所の開設・運営	6-53
第3章	災害復旧期の活動	6-54
第1節	災害救助法の適用	6-54
第2節	緊急物資の供給	6-54

第3節	保健衛生活動	6-54
第4節	要配慮者等の支援対策	6-54
第5節	ライフラインの確保	6-54
第6節	建築物・住宅応急対策	6-54
第7節	農林関係応急対策	6-54
第8節	応急教育等	6-54
第9節	文化財の応急対策	6-55
第10節	廃棄物の処理	6-55
第11節	遺体の収容・処理及び埋火葬	6-55
第12節	自発的支援の受入れ	6-55
第13節	社会秩序の維持	6-55

第7編 その他災害応急対策

第1章	大規模火災	7-1
第1節	警戒活動	7-1
第2節	応急対策	7-2
第2章	突発重大事故等	7-6
第1節	突発重大事故等の種類	7-6
第2節	応急対策	7-7
第3節	原子力災害応急対策	7-8

第8編 風水害等災害復旧・復興対策

第1章	生活の安定	8-1
第1節	公共施設等の復旧	8-1
第2節	り災証明の発行	8-1
第3節	激甚災害の指定	8-1
第4節	被災者の生活確保	8-1
第5節	中小企業の復興支援	8-1
第6節	農林業関係者の復興支援	8-1
第2章	復旧・復興の基本方針	8-2
第1節	災害復旧・復興方針の策定	8-2
第2節	災害復旧・復興計画の策定	8-2
第3節	体制の整備	8-2

第1編 総則

目 次

第1編 総 則

第1章 計画の基本方針.....	1-1
第1節 目 的.....	1-1
第2節 計画の位置づけ.....	1-1
第3節 計画の基本方針.....	1-1
第2章 計画の目標.....	1-3
第1節 災害に強いまちづくりの推進.....	1-3
第2節 災害に備えた体制の確立.....	1-3
第3節 住民の防災行動力の向上.....	1-4
第4節 災害への適切な対応.....	1-4
第5節 多様な視点を取り入れた防災対策.....	1-5
第3章 町域の概況.....	1-6
第1節 自然的条件.....	1-7
第2節 社会的条件.....	1-9
第4章 災害の想定.....	1-10
第1節 想定災害.....	1-10
第2節 地震被害想定.....	1-12
第3節 風水害の危険性.....	1-14
第5章 防災関係機関の業務の大綱.....	1-15
第1節 地方公共団体の業務.....	1-15
第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務.....	1-18
第6章 住民、事業所の基本的責務.....	1-24
第1節 住民の役割.....	1-24
第2節 事業所の役割.....	1-25
第7章 計画の運用.....	1-26
第1節 計画の修正.....	1-26
第2節 計画の運用.....	1-26

第1章 計画の基本方針

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、斑鳩町（以下「町」という。）の町域における災害に対処するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し斑鳩町防災会議が定める計画であって、町と町域内の公共的団体（以下「関係機関」という。）等が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、町域及び住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、国が定める防災基本計画に基づき、指定地方行政機関、指定公共機関等が定める防災業務計画、奈良県が定める地域防災計画など各種計画と整合を図りつつ、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき知事が実施する災害救助事務を包含する計画であり、町域内で発生するおそれがある災害に備えた防災対策の基本方針を示す総合的計画である。

第3節 計画の基本方針

- 東日本大震災の経験を踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、防災機関がとるべき災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的事項等を中心に定めるものであり、これに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努める。
- より厳しい事態を想定した対策を講じる。
- 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせた予防対策を推進する。
- 住民一人ひとりが防災に対する意識を高め、自らの命、安全、財産等を自ら守る「自助」、住民等の協働による組織・団体が積極的に地域を守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた社会の構築を推進する。
- 企業・組織の事業継続や供給網の管理、保険制度や相互支援の取組等を通じて、災害リスクにしたたかな市場の構築を推進する。
- 迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有を可能とする平時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるようにする。
- 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応する。
- 被災地域の特性を踏まえ、よりよい地域社会を目指した復旧・復興対策を推進する。

- 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により防災力の向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者、避難支援等関係者などの参画を拡大し、男女共同参画や性的マイノリティその他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。なお、避難支援等関係者とは、一人で避難することのできない高齢者や障害者と日常から関わる者で、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、地域に根差した幅広い団体等のことをいう。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）に備えた対策を推進する。

第2章 計画の目標

今後、起こり得る災害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行うとともに、一つの災害が他の災害を誘発し全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

第1節 災害に強いまちづくりの推進

- 近い将来に極めて高い確率で発生するとされている東海・東南海・南海地震（南海トラフ巨大地震）や直下型地震、大規模風水害などに対して、平成7年1月の阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震など近年発生した大規模災害を教訓とし、防災対策の充実・強化が求められている。
- 町をはじめ関係機関は、市街地の耐震化・不燃化、都市基盤施設の防災機能の強化、防災空間の確保など都市の防災機能の強化を図り、災害に強い安全なまちづくりを計画的に推進する。
- 災害の発生を防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小限に抑える「減災」の考え方を防災の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視しながら、さまざまな対策を組み合わせる必要がある。そこで、自然災害対策においては、防御施設によるハード対策で人命財産を守ることに加えて、ハード対策の水準を上回るような最大クラスの自然現象に対しては、住民の生命を守ることを最優先として、避難対策や住民への啓発等のソフト対策とハード対策を組み合わせた「多重防御」で対応する。さらに、企業・組織の事業継続や供給網の管理、保険制度や相互支援の取組等を通じて、災害リスクに対応できる社会基盤の構築を推進する。

第2節 災害に備えた体制の確立

- 町をはじめ関係機関は、迅速かつ正確な情報の収集・伝達・共有及び総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の災害対策活動を迅速かつ的確に実施できる組織体制、職員の配備体制及び参集体制を災害規模に応じて整備する。
- 町は、自らの対処能力が不足した場合、県、防災関係機関、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に基づく体制整備に努めるとともに、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。
- 町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

第3節 住民の防災行動力の向上

- 住民自らが「自らの地域と自らの命は自らが守る」という防災の原点に立ち、平常時から被害の軽減を図るための措置や食糧の備蓄等を自発的に行わなければならないことを理解してもらうため、町をはじめ関係機関が行う防災対策には限界があることを示し、地域の防災情報の提供や防災知識の普及による住民の防災意識の高揚を図る。
- 住民が自らの命と生活を守れるような力をつけることを後押しするとともに、住民主体の組織・団体等が積極的に地域を守れるような社会を構築する。
- 大規模災害発生直後は、行政の対応能力には限界があり、被害を軽減するには地域の助け合いである共助が重要であることから、住民は、自主防災組織を結成し、自分の住む地域を守るための取組を積極的に進めていく。
- 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

第4節 災害への適切な対応

第1 役割の明確化

災害時における町及び関係機関・住民・事業所の防災上の役割を明確にし、その周知徹底を図ることによって災害に備える。

第2 町地域防災計画と防災体制の充実

町及び関係機関は、この計画をより現状に即したものとするため常に検討を加え、各種災害に対応した総合的な防災体制の確立及び連携の強化を図る。

第3 事業の推進

災害に強い安全なまちづくりを総合的に推進するため、避難地・避難路の整備、消防施設の整備、学校等の耐震化、防災行政無線の整備等については、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備を進める。

第4 迅速かつ柔軟な対応

被災者ニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するとともに、地域特性を踏まえたより良い復旧・復興対策を行う。

第5 法令の遵守

災害対策基本法や斑鳩町災害対策本部条例など関係法令を遵守し、災害に対する的確な対処を推進する。

第5節 多様な視点を取り入れた防災対策

要配慮者など支援を必要とする人、年齢・性別・障害の有無、地域特性など多様な視点を取り入れた防災を推進するとともに、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。

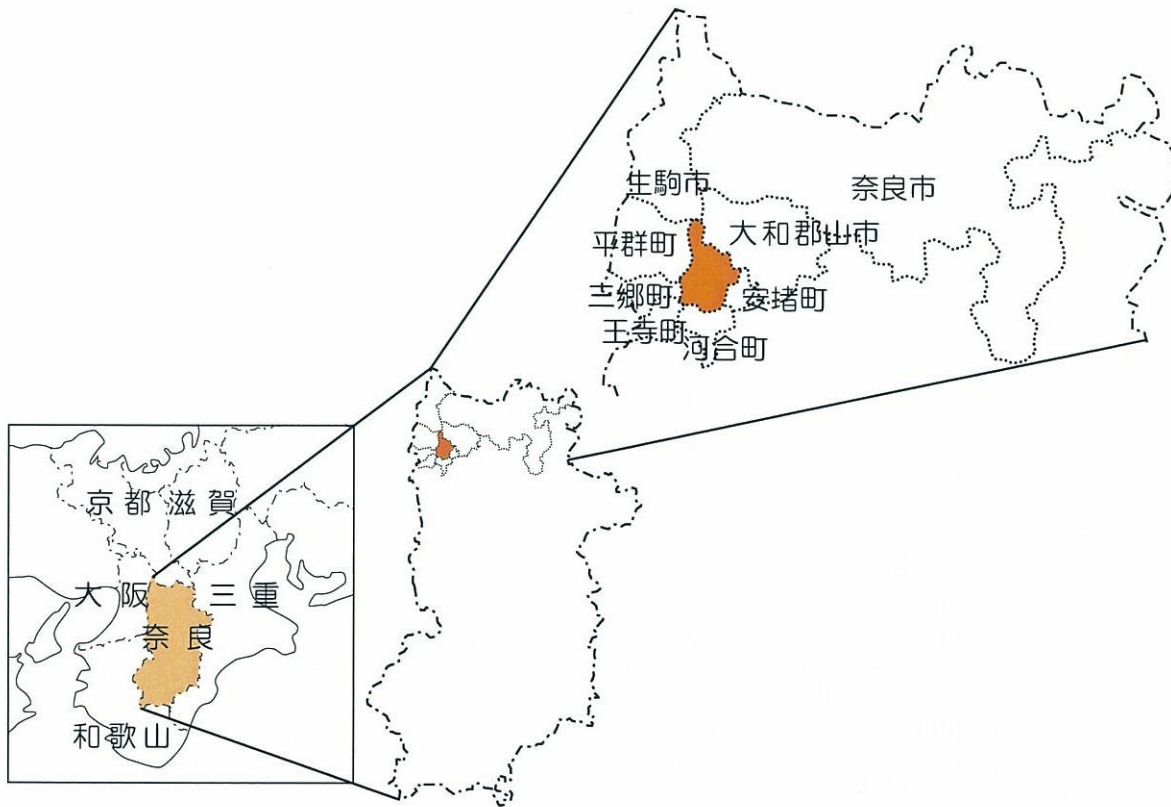
第3章 町域の概況

斑鳩町は、奈良県西北部に位置し、大和平野の西北端から南へ広がる、東西4.4km・南北6.4kmのまちで、中心部は北緯34度36分、東経135度44分に位置している。

人	口	27,587人 [※]	
面	積	14.27km ²	
地	勢	位置	東経 135° 44' 北緯34° 36'
		範囲	東西 4.4km 南北6.4km
		海拔	北部丘陵地域200～300m 南部平地帯48m前後

※令和2年国勢調査

■位置図



第1節 自然的条件

第1 地勢

斑鳩町は、大和平野の西北端から矢田丘陵の南端にわたって位置する。古くは法隆寺を中心に古代、中世に集落が形成され、農業地域として発展し、昭和30年代後半からは、高度成長期を契機として都市化が進み大阪のベッドタウンとして発展してきた。

第2 河川・水路

河川は7本の1級河川があり、町の南端を大和川が東から西に流れ、富雄川とその支流の秋葉川、三代川とその支流のイツボ川及び服部川、竜田川が大和川に注ぐ。河川改修はコンクリートブロックによる護岸整備が進められているが、未改修部分が多く残っている。

第3 地形・地質

1 地形

斑鳩町の地形は低地、緩扇状地、台地・丘陵地に大別できる。

(1) 低地

町域の約2割を占める低地は、大和川沿いの奈良盆地中央部氾濫原と生駒谷の谷底平野である。奈良盆地中央部氾濫原は、大和川の氾濫原であり、奈良盆地全体からみて当町域は、最低部に属し標高は40m以下である。生駒谷は竜田川が丘陵地・段丘を開析する樹枝状の谷に沿う狭く細長い沖積平坦地である。両河川の流路沿いには自然堤防状の微高地や旧河道が見られ、流路の変化や洪水時の堆積作用を示唆している。ただし、竜田川沿いの旧河道は人工的な瀬替えによるものである。古くから自然堤防に限り住居として、その他は主に水田として利用されていた。

しかし、近年の都市化に伴い広範囲にわたって低地の盛土、ため池の埋立てにより住宅地・工業用地として利用されている。

(2) 緩扇状地

町域の約4割を占める緩扇状地は、丘陵地・低地間の富雄川緩傾斜扇状地である。この緩扇状地は、大和郡山市の市街地西部の丘陵末端付近を扇頂に旧富雄川によって形成され、奈良盆地中央部氾濫原との間に微妙な傾斜の変換をしめしている。法隆寺駅から服部、小吉田付近ではその境界は比較的明瞭である。この緩扇状地にも自然堤防状の微高地や旧河道が見られ、流路の変化や洪水時の堆積作用を示唆している。また、矢田丘陵南縁部には法隆寺をのせる低位段丘が発達し、竜田川沿いで比高10m程度をしめしている。これは、松尾山断層ないしは大和川断層帯の断層活動に関連して変位したものと考えられる。

近年の都市化に伴って緩扇状地は、住宅地、工業用地として利用されているが、低位段丘部分では比較的人工改変は少ない。

(3) 台地・丘陵地

町域の約4割を占める台地・丘陵地は、生駒谷と矢田丘陵である。生駒谷は、生駒山地東斜面と矢田丘陵の西縁を限る断層崖にはさまれた南北に長い構造谷地形で、大阪層群よりなる小起伏丘陵地と竜田川及び天野川の谷底平野から構成される。本町域の生駒谷は、竜田川ネオポリス付近で丘陵地を刻んで峨瀬と呼ばれるV字型の峡谷をなし、下流の龍田西付近で段丘状を呈している。

矢田丘陵は、富雄川と生駒谷に挟まれた南北に連なる起伏量100～200mの大起伏丘陵地であり、

主稜線付近に小起伏の準平原が発達していることが地形的特徴である。この準平原の一部には僅かに礫層の大阪層群下部層がみられることから第四紀以降の地殻変動（六甲変動）で隆起したと考えられる。また、丘陵地を北東－南西方向に通る松野山断層によって周辺部は切断され、小起伏丘陵になっている。

ここでも都市化に伴い小起伏丘陵で住宅団地、ゴルフ場の造成が行われている。特に生駒谷は住宅地として造成され、元地形は三室山の一部が残る程度である。

2 地質

(1) 低地・緩扇状地（沖積層）

低地・緩扇状地の地質は沖積層の礫・砂・泥である。この地域の層厚は3 m程度で堆積物は未固結～半固結で細・中粒砂～シルト～粘土の互層からなり、比較的泥質である。泥がち堆積物は大和平野に広く分布し、旧河川の自然堤防外の滞水域で形成されたとみられる。シルトないし泥がちであるが、砂層・泥炭層を挟む。

この泥炭層は深度0.5m～10m以上に分布し、薄いところで0.1m、最も厚いところで2 mに達する。現在は地下水位面下にあるが、地下水位の低下によっては本層が収縮し、地盤沈下や差別沈下の恐れがある。構成年代は、基盤の大阪層群に弥生時代の遺構が分布することから、この地域の沖積層は弥生時代以降のものである。

(2) 台地（大阪層群相当層）

台地の地質は、大阪層群相当層である佐保累層とよばれる。佐保累層は粘土・砂の互層よりなるが、最下部は藤原層群に由来する凝灰質泥岩の小円礫が多く、上部へ移るにつれて砂・粘土の互層に変わるが連続性に乏しい。本層は大阪層群Ma 1に対比されている海成粘土層とピンク火山灰に対比される火山灰層をはさむことから大阪層群下部と考えられ、構成年代は第四紀更新世又は第三紀鮮新世である。また、この地域の大阪層群は沖積層底部に伏在し亜炭と称する草炭層が発掘されている。

(3) 丘陵地（領家複合岩類）

丘陵地の地質は領家複合岩類である。領家複合岩類は、花崗岩類、閃緑岩類、片麻岩類によって構成されており、その大部分は花崗岩類によって占められる。この地域の領家複合岩類は花崗岩と密接に関係して表れる片麻状構造ないし線状構造を示す片麻岩類で占められる。片麻岩類は、花崗岩より多少風化しやすい傾向を持ち、松尾山西方に風化により生じた荒地（バットランド）がみられる。

これらの火成岩類・変成岩類の形成時期は明確でないが、構成年代は古生代末から白亜紀にかけてのある時期とみなされている。

また、丘陵主稜線付近に小起伏面が発達し、僅かに礫層の大阪層群下部層がみられる。

資料1-1-1 地形区分図

第4 気象

気候は一般的に温和で、降水量も比較的少ないという奈良盆地の特色を示し、気温は年平均14～15℃であり、1～2月は寒く日最低気温が0℃を下回る日が半数ほど見られる。降水量は年間1,400mm弱であり、月別では梅雨期の6月、台風期の9月に多く、7月には低気圧を伴った豪雨も見られる。

第2節 社会的条件

第1 人口

本町の人口は、令和2年の国勢調査では、人口27,587人、世帯数10,891世帯で、一世帯当たり人口は2.5人、人口密度は1,933.2人/km²である。

昭和22年斑鳩町誕生当時10,870人であった人口は、昭和35年頃から大規模な団地造成が始まったことにより昭和55年頃まで急激に増え続け、平成12年まで微増傾向で推移していたが、その後は微減傾向で推移している。

総人口における65歳以上の人口は昭和50年に8.2%に達し、以来高齢化は急速に進み、令和2年では30.4%(8,393人)の比率を占めている。

第2 交通網

本町では国道25号、168号の2本の国道と県道が広域的幹線として町と周辺地域を結び、町道が町内を結んでいる。また、鉄道ではJR関西本線が大阪、奈良と連絡し、町内にはJR法隆寺駅がある。

第3 土地利用状況

本町は樹林地、農地、市街地のバランスがよくとれた状況となっている。樹林地は原則として保全され、農地も市街化調整区域にあるものは保全されている。また、法隆寺が世界文化遺産に指定され、観光地周辺の整備が行われている。

市街地では斑鳩の里にふさわしい都市景観の形成に努めている。

このように歴史的環境や田園地域としての伝統と住宅都市としての機能を合わせもった個性あるまちづくりが進められている。

第4章 災害の想定

計画の作成にあたっては、町における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、町において発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎とした。

第1節 想定災害

第1 地震災害

1 想定地震

県が平成16年10月に公表した「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」では、8つの内陸型地震と5パターンの海溝型地震が想定されている。

2 想定時期

地震の想定時期は下記のとおりとし、各被害想定項目についての最悪の事態を想定している。

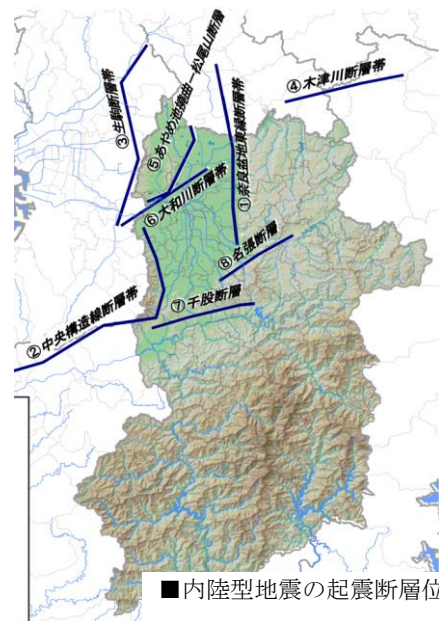
予測時期：冬早朝5時（全被害）

冬夕刻6時（火災被害）

風速：10m/秒（火災被害）

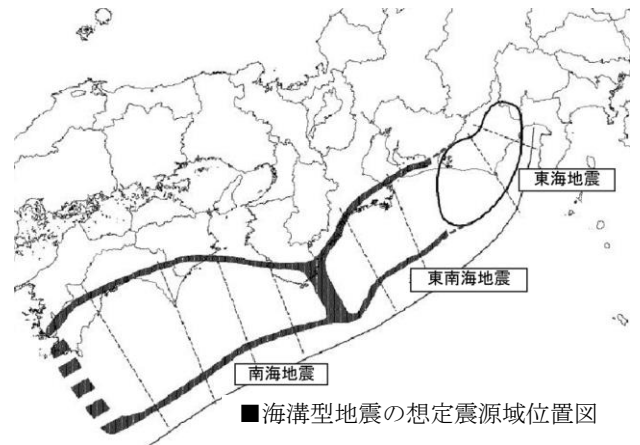
■内陸型地震

対象地震	断層の長さ (km)	想定マグニチュード
①奈良盆地東縁断層帯	35	7.5
②中央構造線断層帯	74	8.0
③生駒断層帯	38	7.5
④木津川断層帯	31	7.3
⑤あやめ池撓曲-松尾山断層	20	7.0
⑥大和川断層帯	22	7.1
⑦千股断層	22	7.1
⑧名張断層	18	6.9



■海溝型地震

対象地震	想定マグニチュード
①東南海・南海地震同時発生	8.6
②東南海地震	8.2
③南海地震	8.6
④東海・東南海地震同時発生	8.3
⑤東海・東南海・南海地震同時発生	8.7



資料1-1-2 斑鳩町の地震環境

第2 風水害

本町における風水害の主要な要因としては、梅雨期と台風期の豪雨、また近年は、局所的・突発的な豪雨や竜巻など予測困難な気象現象なども挙げられる。

水害には、地区の降水の排水が悪いため冠水する内水災害と、河川などの堤防が決壊して発生する外水災害がある。

第3 土砂災害

本町では土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区に指定されている箇所があり、豪雨等により災害が発生する可能性がある。なお、地すべり危険箇所はない。

また、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づく土砂災害警戒区域の指定もある。なお、土砂災害特別警戒区域の指定もある。

種 別	箇 所 数
急傾斜地崩壊危険箇所 I (人家5戸以上等の渓流)	3箇所
うち危険区域(法指定)	0箇所
土石流危険渓流 I (人家5戸以上等の渓流)	5箇所
山地災害危険地区	8箇所

種 別	箇 所 数
土砂災害警戒区域	24箇所
土砂災害特別警戒区域	22箇所

資料2-1-8 土石流危険渓流、資料2-1-9 急傾斜地崩壊危険箇所、資料2-1-10 山地災害危険地区
資料2-1-11 土砂災害警戒区域

第4 その他災害

- 1 密集市街地等における大規模火災
- 2 危険物の爆発等による災害
- 3 航空機、鉄道、道路等による災害

第2節 地震被害想定

第1 被害想定

本町に及ぼす地震による被害は次のように想定される。

	内陸型								海溝型						
	① 奈良盆地東縁断層帯	② 中央構造線断層帯	③ 生駒断層帯	④ 木津川断層帯	⑤ あやめ池撓曲—松尾山断層	⑥ 大和川断層帯	⑦ 千股断層	⑧ 名張断層	① 東南海・南海地震同時発生	② 東南海地震	③ 南海地震	④ 東海・東南海地震同時発生	⑤ 東海・東南海・南海地震同時発生		
最大震度	7	7	7	6強	7	7	6強	6強	5強	5強	5強	5強	5強		
死者	人	146	152	161	51	157	156	53	52	0	0	0	0	0	
	%	0.5	0.5	0.6	0.2	0.5	0.5	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
負傷者	人	360	372	384	424	376	376	417	420	6	1	1	1	6	
	%	1.3	1.3	1.3	1.5	1.3	1.3	1.5	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
住家全壊	棟	3,302	3,438	3,563	1,053	3,552	3,559	1,081	1,067	14	3	3	3	14	
	%	23.9	24.9	25.8	7.6	25.7	25.8	7.8	7.7	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	
住家半壊	棟	1,995	1,988	1,937	2,125	1,947	1,946	2,174	2,133	12	3	3	3	12	
	%	14.4	14.4	14.0	15.4	14.1	14.1	15.7	15.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	
焼失棟数	棟	414	443	456	367	443	443	385	365	0	0	0	0	0	
	%	3.0	3.2	3.3	2.7	3.2	3.2	2.8	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
避難人口 (一週間後)	人	9,236	9,233	9,243	6,667	9,238	9,242	6,139	6,080	62	15	15	15	62	
	%	32.3	32.3	32.4	23.3	32.3	32.4	21.5	21.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	
断水(直後)	世帯	9,344	9,344	9,344	5,517	9,344	9,344	5,658	5,589	1,559	2	148	2	1,559	
	%	100.0	100.0	100.0	59.0	100.0	100.0	60.6	59.8	16.7	0.0	1.6	0.0	16.7	
停電(直後)	世帯	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	350	75	75	75	350	
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	3.7	0.8	0.8	0.8	3.7	
都市ガス供給 支障(直後)	戸	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	97	21	21	21	97	
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	4.6	1.0	1.0	1.0	4.6	
液状化	PL値=0	%	46.3	46.3	46.3	46.3	46.3	46.3	46.3	78.4	78.4	78.4	78.4	78.4	
	0超5以下	%	0.5	0.5	0.5	42.7	0.5	0.5	51.8	48.2	6.9	19.7	19.7	19.7	6.9
	5超10以下	%	32.6	44.0	15.1	11.0	25.7	15.1	0.5	4.1	9.6	0.9	0.9	0.9	9.6
	10超15以下	%	19.3	7.8	36.7	0.0	26.1	36.7	1.4	1.4	4.1	0.9	0.9	0.9	4.1
	15超	%	1.4	1.4	1.4	0.0	1.4	1.4	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.9

※人口総数はH12国勢調査(28,566人)より

※建築総棟数はH14固定資産台帳(13,814棟)より

※断水の総数は、H12国勢調査の一般世帯数(9,344世帯)より

※停電の総数は、H12国勢調査の総世帯数(9,400世帯)より

※都市ガスの総数は、都市ガス供給戸数(2,110戸:H15.4.1現在)より

※冬早朝5時(全被害)、冬夕刻6時(火災被害)

第2 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定され、同法第3条第1項の規定に基づき、本町は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。

【参考】南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定

南海トラフの巨大地震については、内閣府に平成23年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（以下、モデル検討会）において、科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、平成24年3月31日に第一次報告として、震度分布・津波高（50mメッシュ）の推計結果をとりまとめている。

モデル検討会では、第二次報告として、10mメッシュによる津波高及び浸水域等の推計結果をとりまとめた。

一方、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成24年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（以下、対策検討WG）において、南海トラフ巨大地震を対象として具体的な対策を進め、特に津波対策を中心として実行できる対策を速やかに強化していくことが重要との認識の下、当面取り組むべき対策等を取りまとめた中間報告を7月19日に策定した。

また、対策検討WGでは、並行して被害想定手法等について検討を進め、第一次報告として、建物被害・人的被害等の推計結果がとりまとめられている。

■最大クラスの地震・津波

- 平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震で得られたデータを含め、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計したものである。
- この「最大クラスの地震・津波」は、現在のデータの集積状況と研究レベルでは、その発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いものである。

■最大震度

- 震度は、市町村別に示されており、斑鳩町では最大震度6強とされている。

■被害想定

- 被害想定では、時間帯3シーン（冬・深夜、夏・昼、冬・夕）と平均風速と風速8m/sの2ケースを設定し、合計6ケースで推計している。
- その推計結果は、都府県別に示されており、奈良県で最大となるケースの死者数、負傷者数、全壊棟数は以下のようである。
- 死者数：約1,700人（冬・深夜、風速8m/s）
- 負傷者数：約18,000人（冬・深夜、風速8m/s）
- 全壊棟数：約47,000棟（冬・夕方、風速8m/s）

第3節 風水害の危険性

第1 風水害の概要

大和川流域は歴史的にみても数多くの水害が起きてきた地域である。これまで斑鳩町に大きな被害をもたらした風水害は、台風、梅雨前線及び台風崩れの低気圧に伴う暴風雨、集中豪雨によるものが多い。

町域の大和川、富雄川、竜田川は天井川で、特に大和川は町側の右岸堤防が低くたびたび氾濫したと考えられるが、近年、国土交通省及び県の管理河川になり改修が進み外水氾濫の危険性は少なくなった。一方、町域には旧河道、後背低地などの一般面より低い土地が見られ集中豪雨等によりこれらの低地で内水が排水しきれず、家屋の浸水、田畑の冠水を及ぼすことがある。

第2 過去の被害状況

斑鳩町の主な風水害として、昭和24年ヘスター台風、昭和27年集中豪雨、昭和43年集中豪雨、昭和57年の台風10号・低気圧があるが、近年被害の大きかったのは昭和57年の災害である。

台風10号の影響で8月1日0時頃から雨が降り始め、夕方をピークに2日未明に降り止んだものの、同日夜半頃から再び台風9号崩れの低気圧により降り始め3日12時頃まで続いた。この降雨により、台風10号の降雨に追い打ちをかけるかたちになり、町内各地で内水氾濫、西里で山崩れなどの被害が発生した。斑鳩町では1日19時30分に災害対策本部が設置された。この災害で14地区1,270世帯5,080人が避難場所5ヶ所に避難した。

また、平成12年7月4日には、高安地域において富雄川右岸にて越水し、高安西団地周辺が床上浸水した。

資料1-1-3 水害履歴図

第5章 防災関係機関の業務の大綱

町及び関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次にあげる事務又は業務について、総合的かつ計画的に防災対策を実施することによって、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

斑鳩町にかかる防災に関し、本町、奈良県広域消防組合、県、県警察、自衛隊、本町地域管轄の指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他公共的団体の処理すべき事務又は業務大綱は、おおむね次のとおりである。

第1節 地方公共団体の業務

第1 斑鳩町

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
斑 鳩 町	1. 防災会議に関する事務 2. 気象予警報等の伝達 3. 防災知識の普及 4. 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5. 防災訓練・避難訓練の実施 6. 防災活動体制・通信体制の整備 7. 消防力・消防水利等の整備 8. 救急・救助体制の整備 9. 危険物施設等の災害予防 10. 公共建築物・公共施設の強化 11. 都市の防災構造の強化 12. 上水道の確保体制の整備 13. 避難計画の作成及び避難所等の整備 14. ボランティア活動支援の環境の整備 15. 要配慮者の安全確保体制の整備 16. 食糧、飲料水、生活必需品の備蓄 17. 防疫予防体制の整備 18. 廃棄物処理体制の整備 19. 火葬場等の確保体制の整備	1. 災害対策本部に関する事務 2. 災害対策要員の動員 3. 早期災害情報・被害状況等の報告 4. ヘリコプターの受入準備 5. 災害広報 6. 消防、救急救助、水防等の応急措置 7. 被災者の救出・救難・救助等 8. ボランティアの活動支援 9. 要配慮者の福祉的処遇 10. 避難の指示 11. 避難所の設置・運営 12. 災害時における交通・輸送の確保 13. 食糧、飲料水、生活必需品の供給 14. 危険物施設の応急対策 15. 防疫等応急保健衛生対策 16. 遺体の捜索、火葬等 17. 廃棄物の処理及び清掃 18. 災害時における文教対策 19. 復旧資材の確保 20. 被災施設の応急対策 21. 義援金の募集活動の支援	1. 被災施設の復旧 2. 義援金の配分の支援 3. その他法令及び町地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

第2 奈良県広域消防組合

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
奈良県広域消防組合	1. 消防に関する施設・組織の整備及び訓練 2. 災害危険箇所の警戒巡視 3. 消防思想の普及	1. 消防、水防、その他の応急対策 2. 被災者の救難、救助、その他の保護 3. 災害に関する情報の収集及び伝達 4. 消防団の指揮、指導	

第3 奈良県

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
奈良県警察本部 (西和警察署)	1. 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 2. 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 3. 道路実態の把握と交通規制の策定 4. 防災訓練の実施 5. 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動	1. 被害の実態把握 2. 被災者の救助救護及び被害の拡大防止 3. 行方不明者の搜索 4. 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 5. 死体の調査等及び検視 6. 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 7. 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 8. 広報活動 9. 関係機関の行う災害復旧活動に対する救助活動	1. 交通情報の収集・伝達及び交通規制 2. 交通信号施設等の復旧 3. 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する救助活動
奈良県 (郡山土木事務所)	1. 防災に関する組織の整備・改善 2. 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 3. 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 4. 災害危険箇所の災害防止対策 5. 防災に関する施設・設備の整備、点検 6. 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 7. 県防災行政通信ネットワークの整備、運用、点検 8. 消防防災ヘリコプターの運用、点検 9. 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 10. 自主防災組織等の育成支援 11. ボランティア活動の環境整	1. 被害規模の早期把握、情報の迅速な収集・伝達及びそのための通信手段の確保 2. 活動体制の確立、他機関との連携による市町村応援態勢の確立 3. 災害救助法の運用 4. 消火・水防等の応急措置活動 5. 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 6. 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 7. 緊急輸送体制の確保 8. 緊急物資の調達・供給 9. 災害を受けた児童、生徒の応急教育 10. 施設、設備の応急復旧 11. 県民への広報活動 12. ボランティア、義援物資の適切な受入 13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施	1. 被災地域での復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 2. 民生の安定化策の実施 3. 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 4. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施 5. 義援金の受入・配分等に関する計画

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
	備 12. 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 13. 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成の実施 14. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施		
(郡山保健所)	1. 初期医療救護体制の整備 2. 後方医療体制の整備 3. 医薬品等の確保体制の整備 4. 精神障害者、在宅難病患者対策等の体制整備 5. 防疫予防体制の整備	1. 医療ボランティアに関すること 2. 防疫等応急保健衛生対策 3. その他医療衛生に関すること	被災医療、保健衛生施設の復旧

第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務

第1 指定地方行政機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
近畿管区警察局	1. 近畿管区内広域緊急援助隊の合同警備訓練の実施 2. 管区内各府県警察に対する災害対策の指導・調整	1. 警察災害派遣隊の派遣に関する調整 2. 他管区警察局との連携 3. 関係機関との協力 4. 情報の収集及び連絡 5. 警察通信の運用	
近畿総合通信局	1. 災害時に備えての電気通信施設の高度化、整備の促進及び電波の監理 2. 非常通信協議会の指導育成 3. 情報伝達手段の多様化・多重化の促進	1. 災害時における通信手段の確保 2. 災害対策用移動通信機器等の貸出し	
近畿財務局奈良財務事務所			1. 災害復旧事業費査定の立会 2. 金融機関に対する緊急措置の指導要請 3. 地方公共団体に対する単独災害復旧事業費（起債分）の審査及び災害融資 4. 地方公共団体に対する災害短期資金（財政融資資金）の融資 5. 国有財産の無償貸付等に関すること
近 畿 厚 生 局		救援等に係る情報の収集及び提供	
奈 良 労 働 局	工場、事業場における産業災害防止の指導監督	災害応急対策に要する労務の確保に関すること	1. 職業の斡旋 2. 雇用保険料の納期の延長に関すること 3. 雇用給付金の支給等に関すること
近 畿 農 政 局 (奈良地域センター)	1. 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2. 農作物等の防災管理指導	1. 土地改良機械の緊急貸付 2. 農業関係被害情報の収集報告 3. 農作物等の病虫害の防除指導 4. 食糧品、飼料、種もみ等の供給斡旋	1. 各種現地調査団の派遣 2. 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導及び助成 3. 被害農林漁業者等に対する災害

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
			融資に関する対策
近畿中国森林管理局	1. 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備 2. 治山施設による災害予防	災害対策用復旧用材の供給	国有林における崩壊地、地すべり防止施設等の災害復旧
近畿経済産業局		1. 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2. 電力・ガスの供給の確保 3. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	1. 生活必需品、復旧資材等の調達に関する情報の収集及び伝達 2. 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3. 電力・ガスの復旧支援
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1. 電気、ガス等ライフラインの保安に関する事業者等の指導監督 2. 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安に係る業務の指導監督 3. 鉱山の保安に関する業務の指導監督	1. 災害時における事故状況の収集・把握及び関係機関への連絡 2. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安の確保 3. 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保	1. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設に係る被災事業者への復旧対策支援 2. 被災鉱山への復旧対策支援
近畿地方整備局	1. 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3. 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4. 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること	1. 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること 2. 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること 3. 災害対応の応援	国管理の公共土木施設の復旧に関すること
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 2. 災害時における交通機関利用者への情報の提供 3. 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4. 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物輸送事業者に対する協力要請 5. 特に必要があると認める場合の輸送命令	
大阪航空局八尾空港事務所	航空機を使用した防災訓練の調整及び指導	1. 災害時における航空機による捜索救難の調整指導及び関係者への情報伝達	

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
		2. 災害時における緊急空輸のための八尾空港使用調整	
近畿地方 測量部	1. 地理空間情報の提供 2. 地理情報システムの活用支援 3. 防災地理情報の整備	地理空間情報・防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援
奈良地方気象台	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	1. 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の適用 2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供及び解説（職員の派遣等）	被災地域への支援情報の提供
近畿地方環境事務所			1. 廃棄物処理施設等の被害状況、瓦礫等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定業務に関すること 2. 特に必要な場合の、有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整

第2 陸上自衛隊第4施設団

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
陸上自衛隊 第4施設団	1. 災害派遣の計画及び準備 （1）防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集 （2）災害派遣計画の作成 （3）災害派遣計画に基づく訓練の実施 2. 防災訓練等への参加	1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の搜索救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路又は水路の啓開 7. 応急医療・救護・防疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 炊飯及び給水 10. 救援物資の無償貸与又は譲与 11. 危険物の保安及び除去 等	災害復旧対策の支援

第3 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
日 本 郵 便 株 式 会 社 (竜 田 郵 便 局)		1. 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3. 被災者あて救助用郵便物の料金免除 4. 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分	
西日本旅客鉄道 株 式 会 社	鉄道施設の保全と整備	1. 災害時における緊急鉄道輸送の確保 2. 鉄道施設の災害応急対策	被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話 株 式 会 社 (奈 良 支 店)	1. 電気通信設備の保全と整備	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧
日 本 赤 十 字 社 (奈 良 県 支 部)	1. 医療救護班の派遣準備 2. 被災者に対する救援物資の備蓄 3. 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1. 災害時における医療救護 2. 避難所での生活環境の整備及びこころのケア 3. 防災ボランティアの派遣 4. 血液製剤の確保及び供給 5. 救援物資の配分	義援金の受入・配分の連絡調整
日 本 放 送 協 会 (奈 良 放 送 局)	1. 放送施設の保全と整備 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
大 阪 ガ ス 株 式 会 社 大 阪 ガ ス ネ ッ ト ワ ー ク 株 式 会 社 (北 東 部 事 業 部)	ガス供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧
日 本 通 運 株 式 会 社 (奈 良 事 業 所)		災害時における緊急陸上輸送の協力	復旧資材の輸送
関西電力送配電 株 式 会 社 (奈 良 支 社)	電力施設の保全	1. 災害時における電力供給対策 2. 電力施設の応急対策	被災電力施設の復旧
奈 良 交 通 株 式 会 社	輸送施設の保全と整備	1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
各 土 地 改 良 区	土地改良区が管理している水門・水路・ため池等土地改良施設の保全及び防災管理	土地改良区が管理している農業用施設の被害調査	土地改良区が管理している被災農業用施設の復旧
テ レ ビ 放 送 局	1. 放送施設の保全と防災管理 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
新 聞 社	1. 住民に対する防災知識の普及	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
	2. 住民に対する予警報等の周知徹底		
一般社団法人奈良県医師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班（JMAT）の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班（JMAT）の派遣	1. 医療機関の早期復旧 2. 避難所の医療救護及び保健衛生の確保
一般社団法人奈良県病院協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	医療機関の早期復旧
一般社団法人奈良県薬剤師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 医療救護所における服薬指導 2. 医薬品集積所における医薬品の管理等	
一般社団法人奈良県歯科医師会	1. 歯型による身元確認等の研修 2. 歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班の派遣 2. 身元確認班の派遣 3. 口腔ケア物資の供給	1. 避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 2. 歯科医療機関の早期復旧
公益社団法人奈良県看護協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 災害支援ナースの派遣要請 2. 災害支援ナースの派遣調整	
一般社団法人奈良県LPガス協会	LPガスによる災害の防止	LPガスによる災害の応急対策	LPガスの災害復旧
公益社団法人奈良県トラック協会		1. 緊急物資の輸送 2. 緊急輸送車両の確保	

第4 公共的団体・機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
報 道 機 関	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
農 業 協 同 組 合 森 林 組 合	共同利用施設の整備	1. 共同利用施設の災害応急対策 2. 農林業生産資材及び農林家生活資材の確保斡旋 3. 県市町村が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 4. 農作物・林産物の被害応急対策の指導	1. 被災共同利用施設の復旧 2. 被災組合員に対する融資又は斡旋
斑鳩町安堵町医師会 斑鳩町歯科医師会		災害時における医療の確保及び負傷病者の医療・助産救護	

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
病 院 等	1. 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 2. 防災訓練	災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	病院機能の早期復旧
町 社 会 福 祉 協 議 会	1. 関係機関との連携 2. 町災害ボランティアセンターの設置・運営訓練	町災害ボランティアセンターの設置・運営	災害援護資金に関すること
金 融 機 関			1. 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2. 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
学 校 法 人	1. 避難施設の整備 2. 避難訓練	災害時における応急教育対策	被災施設の復旧
商 工 会 議 所 商 工 会		1. 物価安定についての協力 2. 救助用物資・復旧資材の確保・協力斡旋	1. 商工業者への融資斡旋実施 2. 災害時における中央資金源の導入
自 治 会 自 主 防 災 組 織		災害時における応急救援対策	
土 地 改 良 区 水 利 組 合	水門・水路・ため池等土地改良施設の保全及び防災管理	農地、農業用施設の被害調査	被災農地、農業用施設の復旧
斑鳩町 建設業協会等		災害応急対策の協力	災害復旧の協力
奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会		災害時等における棺及び葬祭用品の提供	
一般社団法人 全国霊柩自動車協会		災害時等における遺体の搬送	
奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合		1. 災害時の要配慮者の宿泊受入れ 2. 災害時の帰宅等困難者への支援	
公益社団法人 奈 良 県 獣 医 師 会		1. 災害時の被災動物の救護 2. 災害時の被災動物飼養者への支援	

第6章 住民、事業所の基本的責務

大規模な災害が発生した場合、町及び関係機関も被災している中で、その総力を結集して住民の生命、身体及び財産を守るため災害応急対策を実施するが、迅速な初動体制をとることは難しく、その対応能力には限界がある。過去の大震災においても、隣り近所の住民、企業による消火・救助等の助け合いが行われ、延焼防止や多くの命が助かっている。このような教訓から、防災対策にあたっては、地域の防災力向上が不可欠である。

したがって、住民及び事業所は、災害対策基本法第7条「住民等の責務」に基づき積極的に防災に寄与するように努める。

第1節 住民の役割

地域の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するように努める。

第1 個人の役割

1 自己管理

「自らの命は自らで守る」という防災の原点に立ち、災害に備えて食糧等の備蓄や建物の補強、家具の転倒防止措置等を住民自らが行うとともに、防災に関する講演会等への積極的な参加、防災についての家族での話し合い、災害時の対処法の習得、安否確認の方法や避難所・避難ルートの確認などを行い、被害の拡大防止に努める。

2 住民としての役割認識

住民は、「自らの安全は自らが守る」のが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害時に対する備えを心がける。

3 応急対策活動への協力

正確な情報の把握及び伝達、出火の防止措置及び初期消火、負傷者の救助及び救護、要配慮者への支援、適切な避難、避難所の自主運営など応急対策活動を積極的に行うとともに、町及び県が行う防災に関する事業及び災害発生時の救援・救助活動に協力する。

第2 自主防災組織の役割

1 自主防災体制の確立

大規模災害発生直後の行政の対応能力には限界があり、被害を軽減するには地域の助け合いである共助が大きな力となる。このため、「自らの地域は自らで守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火、救助活動できる地域の実情に即した防災体制の確立を図る。

2 応急対策活動への協力

町及び県が行う防災に関する事業及び災害発生時の救援・救助活動に協力する。

第2節 事業所の役割

事業所内の管理体制を強化するとともに、地域住民の一員であることを自覚し、地域の防災対策に協力する。

第1 災害予防対策

防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備え計画的な防災体制を充実し、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。また、建築物の耐震性向上、施設及び設備等の安全管理、防災訓練の実施や従業員への防災知識の普及、防災資機材や飲料水、食糧及び生活必需品の備蓄を図る。さらに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）の作成に努める。

第2 地域への貢献

事業活動にあたっては、地域の一員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い人づくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。

第3 応急対策活動への協力

民間事業者は、災害時に果たす役割を十分認識し、事業継続上の取組を継続的に実施するとともに、町が実施する防災に関する施策への協力に努める。

第7章 計画の運用

第1節 計画の修正

町防災会議は、この計画を現状に即したものにするため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認める場合は、これを修正する。

修正の手順については次のとおりである。

- (1) 修正を必要とする町及び関係機関は、修正すべき内容及び資料を町に提出する。
- (2) 町は、提出された内容及び資料を取りまとめ、防災計画修正原案を作成する。
- (3) 防災会議は、防災計画修正原案を審議する。
- (4) 災害対策基本法第42条第3項の規定に基づき、計画の修正について県へ報告する。
- (5) 県への報告に対し助言又は勧告があった場合は、防災会議を開催し、防災計画を修正する。
- (6) 災害対策基本法第42条第3項の規定に基づき、防災計画修正の要旨を公表する。

第2節 計画の運用

町及び関係機関は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務が果たせるよう、平常時から、図上訓練、実践的訓練等によって本計画の習熟に努めるとともに、住民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。また、必要に応じて細部の活動計画を作成し、その具体的推進に努める。